

1 県内で生産する堆肥の資材・条件別の放射性セシウム検査の必要性一覧表

「×」は、原則、生産・出荷・施用を控えるよう指導しており、やむを得ず、生産・出荷・施用する場合は、検査等で暫定許容値以下であることの確認が必要です。

(ただし、生産された圃場に還元する場合は、検査の必要はありません)

「○」検査の必要性の低い資材

「—」該当なし(家畜排せつ物では、家畜排泄物法により屋外での保管はないため)

注1 資材を混合し、生産した堆肥に検査が必要な資材が含まれる場合は、検査が必要です。

注2 すべての材料の取扱いは、堆肥材料として適正に保管されているものに限りです。

分類		県内産			
		平成23年3月10日以前 採取材料		平成23年3月11日以降 採取材料	
		屋内 被覆有	野外(*)	屋内 被覆有	野外
原 材 料 名	動物の排せつ物	○	---	○	---
	剪定枝	○	○	×	×
	落ち葉	○	○	×	×
	緑肥作物	○	○	×	×
	食品残さ	○	○	○	○
	おが屑(心材に限る)	○	○	○	○
	パーク(樹皮)	○	○	×	×
	木炭	○	○	×	×
	木酢液	○	○	×	×

分類		県内産			
		平成23年産以前		平成24年産	
		屋内 被覆有	野外	屋内 被覆有	野外
原 材 料 名	稲わら	○	○	○	○
	もみ殻	○	○	○	○
	米ぬか	○	○	○	○
	もみ殻くん炭	○	○	○	○

2 上記以外で「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」

ア 農林水産省通知関係

- 化学肥料(化成肥料など)
- 動物の排せつ物
- 骨関係(蒸製骨等、肉骨粉等)
- 海洋系有機物(魚かす等、魚かす粉末等)
- 植物系有機物(輸入品や22年以前産の油かす、植物かす等)
(特殊肥料)
 - ・ 22年以前及び管理されている米ぬか等
 - ・ 汚染された稲わらを使用していない稲わら肥料
 - ・ 汚染されたもみがらを使用していないもみがら堆肥
- (普通肥料)
 - ・ 輸入品や22年以前産の油かす、植物かす等

イ 17都県以外で採取された材料

(その後、県内及び17都県で堆積した場合は県内産の扱いとする。)

17都県(神奈川県以外)の材料については、該当の都道府県に当該材料の取扱い(検査の必要性が低い資材と判断しているか等)を確認するか、検査により製品(堆肥)の放射性セシウム濃度が暫定許容値以下であることを確認してください。

*17都県: 空間放射線量率が平常時の範囲を超えたことがある都県
(神奈川県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県)